

Numazu Fresh News

発信日：2014/6/26

河川愛護モニター委嘱式

発信者：沼津河川国道事務所

河川愛護モニター制度は、流域の都市化に伴い、河川と地域住民との関係が以前より緊密化し、河川への関心が高まってきたことから、沿川住民から河川に関する情報収集や意見聴取をし、河川の監視体制の強化、河川愛護思想の普及・啓発を目的とし、昭和50年に制度化されました。

委嘱期間は7月1日からの1年間で、狩野川では毎年4名の方に委嘱しています。



副所長から1名ずつ委嘱状を授与



みんなで記念撮影♪



委嘱式後に「モニター業務説明会」を開催



洪水予報室にて雨量・水位情報についての説明

平成25年7月分から、モニターさんからの報告を事務所HPに掲載しています。報告の方法についてモニターさんに相談した際、普段パソコンを使わない方から「これを機にパソコンに挑戦してみようと思います！」という意見もありました。

記事の詳細については(河)副所長(TEL:055-934-2001)にお問い合わせ下さい。